

瀬戸内海沿岸市町村における環境教育資源利用の現状

浅野 敏久*

1. はじめに

(1) ひとまとまりの地域としての「瀬戸内海」

「瀬戸内海」という名が与えられることで、海面の一部が切りとられ、ひとつのまとまりのある地域として認識される。例えば、日本地名大辞典(小学館)によれば、瀬戸内海は次のような書き出しで解説されている。「本州西部、四国、九州に囲まれた日本最大の内海。東西約440km、南北約55km、周囲約1300km、面積は約9500km²に及ぶ。由良、鳴門、早鞆、速吸の4瀬戸の内側にあるので瀬戸内の名がある。(以下略)」

瀬戸内海の名称は、地名辞典に記され、日常的にもよく使われ、常識的にひとつのまとまりのある地域として認識されている。しかし、この名称が疑いもなく用いられる反面、この環境や各地の地域づくりの現状などをみると、瀬戸内海という存在がどれだけ意識されているか疑問を感じることも多い。環境保全や地域づくり等の活動において、瀬戸内海は具体的行動のレベルでどれほど意識されているのだろうか?

瀬戸内海がひとつのまとまった地域として認識されるようになったのは、それほど古い話ではなく、ひとつのまとまった海域ととらえはじめたのは江戸時代後期ころから、「瀬戸内海」の名称が一般に使われるようになったのは明治初年頃から、さらに、冒頭に記した範囲が瀬戸内海の範囲となるのは明治後期になってからだといわれる(西田、1999a)¹⁾。西田(1999b)は、この背景として、当時、日本を訪れた西洋人の近代的なまなざしがあったとし、それまでの、厳島神社や大三島への参詣、歌枕とされた名所旧跡を訪れるなどといった、点としての地域資源

の見方が、当地を訪れ、その景観を絶賛した西洋人の評価を機に変わったのだと論じている。その後、世界に比類ないとされた多島美と白砂青松の景観は日本を代表する景観として国民に広く認知され、1934年(昭和9年)には日本で最初の国立公園の一つに指定されることになった。

ただし、国立公園の指定に際しては、視点の混乱もみられた(堀、1994)ようで、社会が大変革を遂げたとしても、そう簡単には環境・景観をとらえる視点や「風景享受の美学と作法」(大室、2003)が変わってしまうわけではない。堀(1994)は、国立公園当初区域指定に示された「視点と視対象一体の多島海景観」を選ぶというポリシーが、その後の区域拡張(1950・56年)に際して「興味対象要素の点的指定」に後退し曖昧になってしまったと指摘する。

この例にみられるように、瀬戸内海をとらえる視点が定まらないのは現在でも同様である。瀬戸内海の名称を用い、総論として瀬戸内海を論じはするものの、実際の行動は、面としての瀬戸内海を強く意識してなされるというより、点的な認識に基づいてなされているように思える。各地点は、保全対象とされて開発から守られたり、あるいは公園として整備されたりしているが、その守り方や公園整備の仕方などに広域的な統一、少なくとも景観的な統一はみられない。公園全体が見渡せるような雄大な景観の存在が国立公園の資格と考えられ、それを欠く故に当初、芸予諸島が公園区域に含まれなかつた(堀、1994)との指摘があるが、このような地域の全体的な景観への意識は薄れ、きわめてモザイク的な土地利用や景観になっているのが現状である。かつて賞賛された多島美と白砂青松の景観は、虫食い的、かつ、なじ崩し的な人工改変により大きく損なわれてしまった。

*広島大学・総合科学部広域文化研究講座

(2) 濑戸内海の環境問題と環境教育

瀬戸内海は、かつてその景観が愛でられ、日本人の国民意識の形成に多少貢献したというだけの存在ではない。古くより国土形成上の大動脈として機能し、多くの人々が行き来し生活する場であって、むしろこの方が瀬戸内海とその周辺地域をとらえる視点として重要であろう。瀬戸内海はながらく人手が入らなかった自然地域ではなく、各時代ごとに人手が入りすぎるくらいに入り続けてきた地域なのである。多島美と白砂青松が絶賛された時の瀬戸内海の景観は、このような歴史の流れの中の一断面にすぎなかつたのかもしれない。

しかし、それにしても第二次世界大戦後の景観の激変は、過去には全くなかったことである。太平洋ベルト地帯の西半分にあたる当地域にはコンビナートが建設され重厚長大型産業が集積した。産業と人口の集積は、瀬戸内海の水質を悪化させ、各地で赤潮の発生が報告されるようになった。沿岸の埋立が進み干潟や藻場は失われ、増大する土木・建設需要に応えるための海砂採取により海底地形が変わり、そこにはヘドロが堆積している（日本水環境学会編、2000ほか）。

この環境の悪化こそ、瀬戸内海をひとつのまとまった海域としてとらえる必然性を強く持つ現象であった。閉鎖性の高い水域であるため流域を一体とした対策をとらなければ、環境の改善はできないからである。

日本の水環境行政の歴史において、瀬戸内海は地域を特定した包括的な水質汚濁対策が法制化された最初の地域である。1972年の播磨灘における大規模な赤潮被害をきっかけとして、瀬戸内海環境保全臨時措置法が制定され（1973年）、さらに5年後の大改正で、臨時措置法ではなく恒久的な瀬戸内海環境保全特別措置法となり、CODの総量規制やリン等の削減対策が盛り込まれた（日本水環境学会編、1999）。同法においては、第三条で「政府は、瀬戸内海が、わが国のみならず世界においても比類のない美しさを誇る景勝地として、また、国民にとって貴重な漁業資源の宝庫として、その恵沢を国民が等しく享受し、後代の国民に継承すべきものであることにかんがみ、（中略）瀬

戸内海の水質の保全、自然景観の保全等に関し、瀬戸内海の環境の保全に関する基本となるべき計画を策定しなければならない」と定めている。この法律により、国は、瀬戸内海流域を水系として、また自然景観として、まとまりのある空間であると明文化したことになる²⁾。

同法に基づき、国と関係府県は瀬戸内海の環境保全のための基本計画を策定している。各府県の計画は国の計画をたたき台にして、ほぼ同じ構成で計画がつくられている。国の計画（2000年12月改正）においては、計画範囲が法律に書かれているものより広くなっている。具体的には、対象が海だけでなく、「海面及びこれと一体をなす陸域」も明記され、また、水質保全と自然景観保全だけでなく、「これらの保全と密接に関連する動植物の生息環境等の保全」に言及し、生態系への配慮が書かれている。ただし、計画の柱が水質保全と自然景観の保全であることは明確である。

基本的な施策として次の19項目が示される。すなわち、1 水質汚濁の防止、2 自然景観の保全、3 浅海域の保全等、4 海砂利採取に当たっての環境保全に対する配慮、5 埋立てに当たっての環境保全に対する配慮、6 廃棄物の処理施設の整備及び処分地の確保、7 健全な水循環機能の維持・回復、8 失われた良好な環境の回復、9 島しょ部の環境の保全、10 下水道等の整備の促進、11 海底及び河床の汚泥の除去等、12 水質等の監視測定、13 環境保全に関する調査研究及び技術の開発等、14 環境保全思想の普及及び住民参加の推進、15 環境教育・環境学習の推進、16 情報提供・広報の充実、17 広域的な連携の強化等、18 海外の閉鎖性海域との連携、19 国の援助措置、である。並列ではあるが、1と2は別格で記載事項も多い。概していえば番号の若い方が具体的なことが書かれており、この計画の中心をなしている。

しかし、本稿では、瀬戸内海の意識のされ方に焦点をあてているので、補足的なものと思われる14～16の項目（住民参加や環境教育、情報提供など）に注目したい。補足的なものと書いたが、これらは決して軽視してよいものではなく、対症療

法的な水質改善策・地形改変の許認可とは違い、予防的な意味を持つと考えられ、長期的な瀬戸内海像を考える上ではとても重要である。

表1にこの部分の記述について、国の計画と県の計画を対比してみた。ここでは岡山県の計画を例にあげたが、府県計画はどこでもあまり差はなく、同じような記述になっている。

基本的に国の瀬戸内海環境保全基本計画をそのまま踏襲しており、文言もそっくり同じという部分が多い。その中で、各府県で実際になされていること(抽象的な努力目標ではない具体的な事業)については、具体的な地名や事業名などを、国の計画の表現に加筆するような表現になっている。したがって、計画の文章をただ読むと無味乾燥な印象を受けるが、との計画と対比することで、

各府県が具体的に行っていることとそうでないことを推察することができる。先の19項目についていえば、水質汚濁防止対策と景観保全対策は他項目と比べてかなり具体的に書かれている。それと対照的に住民参加や環境教育の項目は、表をみてもわかるようにほとんど同じである。

内容を確認すると、岡山県の場合、国の計画の「瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図る」に当たる部分に、具体的な事業名があげられている。これは他県でも同じで、具体的な加筆があるのはこの部分のみといってよい。この他、共通する特徴として気づくのは、国の計画で「(瀬戸内海の環境保全対策を推進するに当たって不可欠なことは)瀬戸内海地域の住民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々の正しい

表1 瀬戸内海環境保全計画における住民参加や環境教育の位置づけ

瀬戸内海環境保全基本計画（H12）	瀬戸内海の環境保全に関する岡山県計画（H14）
14.環境保全思想の普及及び住民参加の推進	14.環境保全思想の普及及び住民参加の推進
生活排水や廃棄物等も含めた総合的な対策が必要	同左
瀬戸内海地域の住民や民間団体及び瀬戸内海を利用する人々の正しい理解と協力が不可欠	瀬戸内海地域の住民及び瀬戸内海を利用する人々の正しい理解と協力が不可欠
瀬戸内海の環境保全に関する思想の普及及び意識の高揚を図る	県民に対して、あらゆる広報手段を通じ、また、環境月間、瀬戸内海環境保全月間の事業等において、瀬戸内海の環境保全についての正しい認識を高めるよう広報活動／河川、海岸等へのごみの不法投棄防止、生ごみの流出防止及び浄化槽の維持管理の適正化を図るなど実践活動の普及に努める
汚濁負荷量の削減、廃棄物の排出規制、環境保全への理解、行政の施策策定への参加等の観点から住民参加	同左
公益法人等の民間団体による環境ボランティアの養成等への取組の支援	同左
環境保全施策の策定に当たっての住民意見の反映方策についての検討	同左
	これらの事業の実施に当たっては、(社)瀬戸内海環境保全協会等の協力を得る／岡山県環境保全基金の活用
15.環境教育・環境学習の推進	15.環境教育・環境学習の推進
地域の自然及びそれと一体的な歴史的、文化的要素を積極的に活用	同左
国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携	記載なし
海とのふれあいを確保	同左
(海の)健全な利用を促進する施設の整備や理解促進のためのプログラム等の整備	同左
地域の特性を生かした体験学習機会の提供	同左
ボランティア等の人材育成及び民間団体の活動に対する支援	同左

理解と協力」とする部分において、府県計画では「民間団体」の記述が省略される例が多いことである。この2つは「環境保全思想の普及及び住民参加の推進」の記述なのだが、との表現より住民参加の色合いが薄れ、各県がこの分野で具体的にしていることが、いわゆる啓発事業の域を出ていないということでもある。また、岡山県の場合、オリジナルな事項として、岡山県環境保全基金の活用と社団法人瀬戸内海環境保全協会の協力を得ることが書き加えられている。これは広島県他でもみられるものだが、この課題については、これらの外郭団体が中心になって対応する（不適切な表現を用いれば「丸投げ」する）という理解も可能である。その場合、見出しに書かれている住民参加は、施策策定への参加などではなく、啓発活動への住民参加に限定されてしまうのではないかと懸念される。愛媛県では、パブリックコメントの実施を独自に加えてあるが、これでも行政が県民の意見を「聞き置く」姿勢どまりのように感じられる。ただし、兵庫県では、環境保全施策の策定にあたって県民の参画と協働により進めると改めて書き記している点、事業者との関係を書き込んでいる点に他と違う特徴が認められる。

このように「環境保全思想の普及及び住民参加の推進」の項目に関しては、国の計画とほぼ同じ内容ながら、多少のニュアンスの違いも表現されている。それに対して、「環境教育・環境学習の推進」は、元の表現と違うところはごくわずかである。広島県の場合には整備する施設名やソフト事業名などを加筆してあるが、岡山県のように、「国、地方公共団体、事業者、民間団体の連携」の文言が省かれ、加筆もなく、啓発事業よりも軽視されているように思えるところが多い。

ところで、瀬戸内海の環境保全の「総合的・計画的」取り組み³⁾としては現実的に副次的な位置づけがされている環境教育・環境学習であるが、本来の志は高いところにある。国連人間環境会議（1972年）において環境教育の必要性が世界的に認知され、それを受けた後に開催された国際環境教育専門家会議（ベオグラード会議、1975年）や環境教育政府間会議（トビリシ会議、1977年）に

おいて、環境教育の考え方や進め方が確認され、それらは今も学校教育や社会教育などで環境教育カリキュラムを検討する際の基本理念とされている（日本生態系学会、2001）。これらの考え方は、1992年の「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」における「リオ宣言」、「アジェンダ21」にも反映された。さらにその後の日本の環境基本法、環境基本計画、各地方自治体の環境基本条例、環境基本計画に反映されている。

ベオグラード会議やトビリシ会議では、環境教育を通じて達成すべき目標やそれを進めるにあたっての目標段階が示されている。トビリシ会議において採択された宣言において、環境教育の目標段階として次の5項目が示された（日本生態系学会、2001）。

- ①気づき：環境全般とそれに関連する問題に対する自覚と感受性を習得することを援助する。
- ②知識：環境とそれに関連する問題についての様々な経験と基本的な理解を獲得することを援助する。
- ③態度：環境に対する価値観と感性を得て、環境改善と自然を守ることに積極的に参加する動機づけを援助する。
- ④技能：環境問題を識別し、解決する技能を得ることを援助する。
- ⑤参加：環境問題の実際の解決に向けて、あらゆるレベルを含む行動をとる機会を与える。

（3）研究の目的と課題

瀬戸内海の環境保全に関して、法制度上、瀬戸内海は一つの意味のある空間としてとらえられ、明治期に形成され今なお受け継がれている「世界においても比類のない美しさを誇る景勝地」（瀬戸内海環境保全特別措置法第3条）や「自然的要素と人文的因素が一体となって形成された内海多島海景観」（瀬戸内海環境保全計画）といった価値づけがなされ、水質保全と景観保全を2本柱とする施策が講じられている。さらにそこでは環境教育や住民参加なども基本的な施策として掲げられている。これら環境教育や住民参加などは、国

際的な環境問題をめぐる議論の中でも当初から意識され、その理念は現在の日本国内の環境政策にも反映されていることになっている。

しかしながら、各府県の瀬戸内海環境保全計画の条文をみても、また、それ以上に筆者の個人的な経験から判断しても、現実になされてることは、理想として掲げられていることは大きくかけ離れている。理想と現実が一致しないのは世の常だとしても乖離がすぎるのではないかと思われる。

本研究は、こうした問題関心に基づく研究の準備段階ないし第一段階として行ったものである。環境教育において面的な「瀬戸内海」がどの程度意識されているのか、また、それを意識する意義はどこにあるのか、という「瀬戸内海」に関する疑問に答えることと、瀬戸内海の環境保全を目指す環境教育において、「問題解決型市民の育成」というトビリシ宣言などに示された目標段階がどの程度考慮され、実践されているのかを確認することの2点を研究課題としている。結果からいえば、今回の調査では踏み込んだ調査は全く行えなかつたし、集めたデータも回収率が低く不十分なものであったが、現状確認程度はできると考える。今後の課題は膨大であるが、まず出発点として自治体レベルの現状把握を目的とした調査を企画実施したので、ここでその結果を報告する。

2. 調査方法

実施したのは、瀬戸内海沿岸の市町村を対象としたアンケート調査である。環境教育は学校で行うだけでなく、社会教育・生涯学習としても行われており、後者については自治体より、市民レベルで行われているものの方が、充実している可能性もある。ただし、今回は出発点となる情報の獲得をめざすこととするため、調査のしやすさと広い地域から情報を集めることに留意し、地方自治体である市町村を対象とした。また、学校教育と生涯学習という分け方をあえてするならば、後者に主眼をおいた。それは後者の方が、現状がよくわからないからである。

瀬戸内海環境保全特別措置法では、瀬戸内海は

13府県が関わる広範な海域とされるが、今回は、狭義の瀬戸内海を念頭におき、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県の6県のみを対象とし、その中で海に面する市町村（淡路島は全市町村）を取り上げ、その全てである139市町村の教育委員会ないし生涯学習を所管する部局宛にアンケートを送付した。ただし、まず教育委員会に送ったが、自治体によっては質問内容から適当と判断された部局（環境保全担当）に転送され、そこから回答が帰ってきたところもわずかながらあった。環境教育と生涯学習、これに環境保全をキーワードとして加えると、各地方自治体の窓口はどこになるのか、とても判断に悩むことになる。結果として、アンケートの送付先は曖昧なものにならざるをえなかった。逆に受けとった方で誰に回すべきか悩んだところもあったと思う。

アンケートでは、環境教育において力点をおいていること、環境教育の実践の場としているフィールドや題材について、環境教育実践上の問題・課題についてという、3項目について質問した。回収数はわずか44通で、回収率は31.7%にとどまった。アンケートの送付先がはっきりしなかったことと、内容が一部署で答えられない場合があつたために、回収率が高くなかったと思われる。

3. アンケート調査結果

(1) 環境教育で力点をおいていること

1) 環境教育で力を入れているテーマ・分野

環境教育で力を入れているテーマは、学校教育では「身近な自然環境への気づき」、一般市民向けでは「循環型社会の構築（リサイクル、省エネなど）」に力点をおくといった違いがみられる。児童生徒に対しては「自然・農山漁村生活体験」の割合も高く、体験重視の傾向が強い。地域の抱える環境問題の理解は、いずれにおいても3割を越えている。

しかし、前述のトビリシ宣言などにみられる環境教育の理念と目標と照らし合わせてみると、入口レベルにしか立っていないことがわかる。

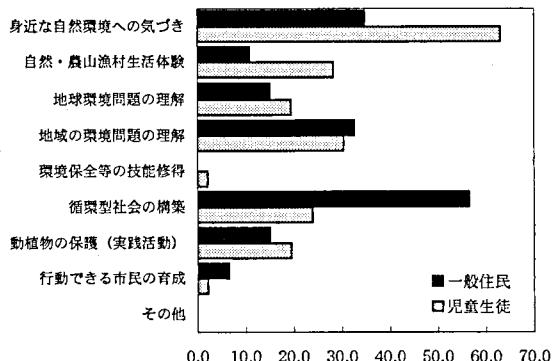


図1 環境教育で力をいれているテーマ

2) 環境教育の特徴・セールスポイント

次にそれぞれの環境教育の特徴ないしセールスポイントを自由記述で答えてもらったところ、約半数の21市町村が具体的な取り組みをあげた。出前環境教室など学校教育での取り組みをあげたところが多いが、ISO14001認定の取得に基づく環境管理システムによる事業の実施といった行政の対応をあげたところも複数あった。流入河川の水質や海辺の生き物の調査・観察学習も数多かつた。ただし、その内容には児童の体験学習に力点をおいたものから、公害研究所との連携や天然記念物生物の調査など専門的なものまで幅がある。漁業との関連を答えたのは岡山県内の2例のみであった。また、海浜での清掃活動をはじめ、ゴミ固化化燃料や生ゴミの堆肥化、EM菌活用による水質浄化など、実践活動に力を入れているとするものも多かった。

(2) 環境教育実践の場とするフィールドや題材

1) 環境教育での「瀬戸内海」の扱い

環境教育での「瀬戸内海」へのこだわりについて尋ねたところ、「特にこだわらない（元の表現は、身近な環境としての海は扱うが特に「瀬戸内海」には焦点をあてない）」が最も多く、海や瀬戸内海の扱いについて行政の方針や希望は特にないがあわせると、学校教育・生涯学習ともに6割で「瀬戸内海」へのこだわりはないという結果であった。重点的に取り上げるのは、1割に満たなかった。

2) 活動の場としての海辺（瀬戸内海）利用

環境教育の活動の場としての海辺に利用について

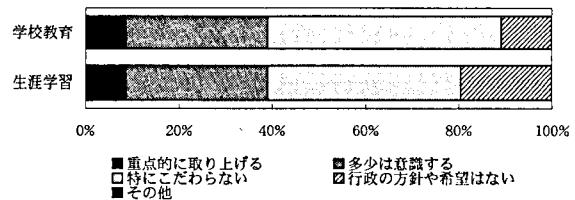


図2 環境教育での「瀬戸内海」の扱い

て尋ねたところ、利用しているところが4割、利用していないところが6割弱であった。わずかな傾向ではあるが、生涯学習より学校教育において海辺を利用する割合が高い。生涯学習で海辺をとてもよく利用すると答えたのは1例であった。

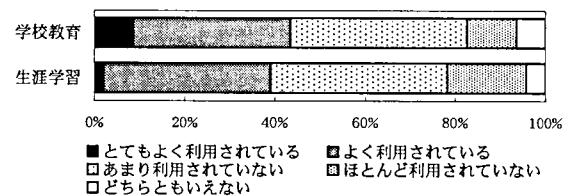


図3 活動の場としての海辺利用

3) 海を利用する時期

海を利用する時期は、学校教育と生涯学習のいずれも半分が「おもに夏」と答えている。「特に傾向はない」と「年間を通じてまんべんなく」をあわせると、ともに約4割になるが、「年間を通じてまんべんなく」と答えたところは少ない。

4) 「瀬戸内海」を取り上げるスタンス

瀬戸内海を環境教育のテーマとする場合、どのような位置づけをするかについて尋ねた（図4）。「豊かな自然環境（豊かな自然にふれる、豊かな自然を守るなど）に力点」をおくものはわずかで、基本的に瀬戸内海は身近な自然といえる。その際、学校教育では、「身近な自然環境（身近な自然にふれる、身近な自然を守るなど）に力点」をおく

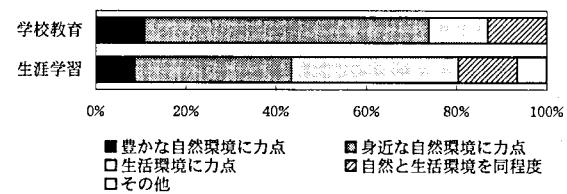


図4 「瀬戸内海」を取り上げるスタンス

が6割強を占めるのに対し、生涯学習では、これと「生活環境(悪化した環境、環境にやさしい生活の見直しなど)に力点」が回答を2分した。

5) 具体的な環境教育のフィールド

次の3つのテーマに関して具体的に利用するフィールドについて自由記述で答えてもらった。予想されるとおり、自然体験・農山漁村体験の場として利用しているところが最も回答が多く、後のものほど例示される場所は少なかった。

①自然体験・農山漁村生活体験のフィールド

海、川、山などさまざまな場所が示された。回答の特徴として、学校教育で活動を行うことを前提としたものがほとんどであった。そのためであろうが、利用するフィールドとしては、多くが公的に整備された施設が記載された。活動内容も、水質調査や生き物調査といった調査活動から、里山保全活動や農業体験、地引き網体験、海岸での創作活動、ヨットスクールなど多岐にわたる。もっとも多かったのはキャンプであった。

フィールドの利用に関する利点と問題点についても質問しているが、フィールドの評価は施設利用やアクセスの利便性及び安全性をあげるもののが大半を占め、その環境の質や地域住民との交流を取り上げたものはわずかであった。

②循環型社会の構築に関連する学習のフィールド

当然ではあるが、清掃工場やリサイクルセンターの施設見学を行うものが目立つ。これ以上に回答として多かったのが、学校の周辺や河川、海辺において、清掃活動を行うというものであった。先の瀬戸内海環境保全計画においても「環境保全思想の普及及び住民参加の推進」の項目において、どの県でも具体的に記載されているのが、河川・海岸へのゴミ不法投棄防止や清掃などの実践活動を行うことだったが、今回の結果は、このような行政の方針を反映したものであるといえよう。

ほぼどこも同じような回答の中で、唯一違っていたのが姫路市の回答で、清掃活動など他と同じもののほか、近在の民間工場見学を環境学習の觀

点から行っており、リサイクルやリユース、グリーン購入等をテーマ化しており幅の広がりを感じさせられた。ただし、今回はたまたま記載しなかつただけで、実際にはこのような取り組みは各地でなされているかもしれない。瀬戸内海沿岸には工場立地が多く、環境産業の創出に生き残りをかけている企業や環境対策に積極的に取り組んでいる企業が少なくないことを考えれば、そのような部分を環境教育のテーマや素材として積極的に取り入れていくことは必要である。

③地域の環境問題について考えるフィールド

地域の環境問題とした場合、筆者はいろいろなことが想定できると思っていたが、回答はほぼ2つのタイプに集約された。一つは、河川や海岸をフィールドとし、水質汚濁やごみの不法投棄の現場を見るということであり、もう一つはその対策としてのゴミ処理施設や下水処理場を見学するというものである。結果として、前項目と重なっており、あえて質問する必要がなかったともいえる。ただし、この質問のように、環境教育と環境問題と組にすると、地域の環境問題というのは、生活者が加害者となるタイプの環境問題のことに限定され、自分たちのモラルの向上を体験を通じて確認する、ないしは行政への理解を求めるというシナリオにしかならないのだとすると注意が必要である。先の瀬戸内海環境保全計画の表現について指摘したように、啓発される対象としての住民と啓発する主体としての行政という構図しか考えられていないように思えるからである。

(3) 環境教育実践上の問題・課題

1) 市民ボランティアとの関係

市民ボランティアとの関わりについて尋ねたところ、図5・6の結果を得た。学校教育においては、「分野によって市民ボランティアを活用している」がもっとも多いものの、「関わりは少ない」や「関係を模索中」がこれに次いでおり、市民ボランティアとの関わりはまだ未熟な状態にあることがわかる。この結果について、市民ボランティアが育っていないのか、行政としてこれを十分に

把握していないのかは不明である。また、市民ボランティアは無償が前提になっていることが、明確にあらわれている。ボランティア活動の実践者などが集まる会合(全国大会や各種研究会)などでボランティアの報酬について交わされている議論の現状から判断すると、行政側とボランティア側との間に大きなギャップがある。

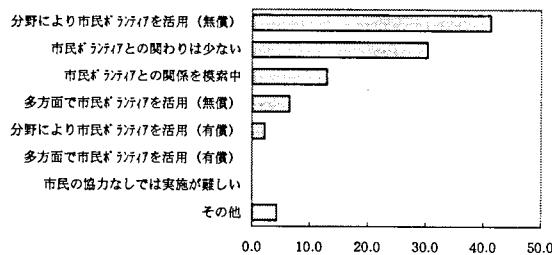


図5 市民ボランティアとの関係（学校教育）

一方、生涯学習に関しては、どちらかといえば行政主導と答えたものが3割を越え、他のものを見てもわかるように行政と市民ボランティア間の連携は学校教育以上に薄い。

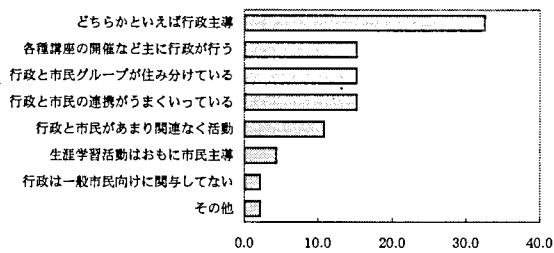


図6 市民ボランティアとの関係（生涯学習）

2) 環境教育推進上の問題・課題

前問で、行政と市民ボランティアとの関係が薄いことを確認したが、環境教育推進上の問題・課題のトップには、環境教育の担い手不足があがっている。既存の市民活動との連携や、人材の発掘、場合によっては環境教育の担い手となるべき人材養成が必要ということであろう。2番目には、環境教育活動にさける時間がないことがあげられる。項目としては下位だが、他の教育目標とのバランスも回答の5分の1を占めており、環境教育は教育活動全般の中での相対的な地位があまり高くないことがうかがわれる。あわせて、教材や情

報、予算不足といった、支援体制の不備も大きな課題である。また、環境教育への住民の理解が乏しいことを選んだところも5分の1以上あるが、このような状況であれば、なおのこと、こうした状況を改善するために、環境教育・環境学習が必要だということであろう。

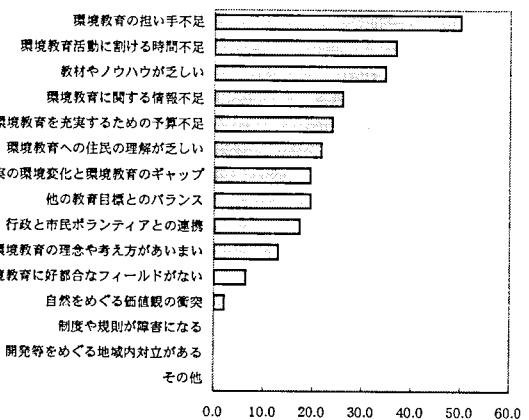


図7 環境教育推進上の問題・課題

3) 地域が抱える社会問題の扱い

開発事業やごみ問題など地域における社会問題化したことがらを、環境教育でどのように扱うべきかという設問を最後に設けた。これは、先述のトビリシ宣言などに示される環境教育の達成目標の最終段階、すなわち、問題の解決を主体的に考え、そのため行動できるようになること(あるいはそのような市民を育てるこ)がの程度、意識されているのかを確認したいという狙いもあってのことである。

調査者と回答者の間で、先述(2)-5)③にみられる環境問題の認識があることや、実際に回答者から筆者への問い合わせがあったように、社会問題化した環境問題についての認識がされていたかもしれないという危惧はあるものの、概ね、前向きに扱おうという姿勢が読みとれる。はっきりと扱えないとか、環境教育で扱うべきではないとするものは少なかった。学校教育でより生涯学習において前向きの姿勢が認められるようになる。ただし、情報提供など側面的な支援という認識が強い。それでも、これまでの各地の環境問題において、情報が出てこないことが度々問題になってきたことからすれば、前進している印象を受ける。

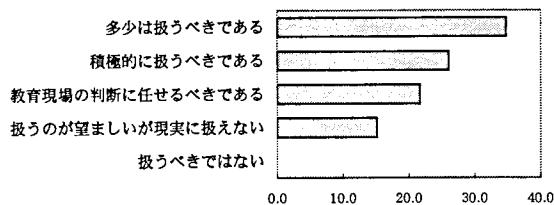


図8 地球が抱える環境問題の扱い(学校教育)

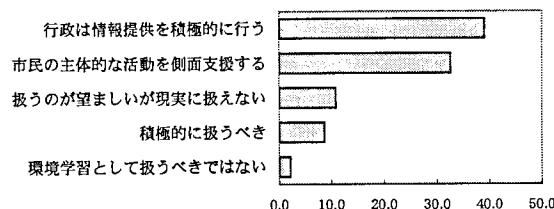


図9 地球が抱える環境問題の扱い(生涯学習)

4.まとめ

本稿では、「瀬戸内海」というまとまりを意識しつつ、それが環境保全の観点からみた環境教育においてどのように扱われているのかに焦点をあて、次の2点を課題として行ったアンケート調査の結果をとりまとめた。2つの課題とは、第1に、環境教育において「瀬戸内海」はどう意識されているのか、また、それを意識する意義はどこにあるのか、という「瀬戸内海」に関する疑問に答えることと、第2に、瀬戸内海の環境保全を目指す環境教育において、「問題解決型市民の育成」というベオグラード宣言やトビリシ宣言に示された目標段階はどの程度考慮され実践されているのかという現状を確認することであった。

アンケート調査は、この課題を今後、深めるための最初の情報を得ることを目的としたものなので、設問が表層的なレベルのものであったことに加え、回収率が低かったために大まかな傾向をつかむ程度の結果しか得られなかった。

問題は多々あるものの、明らかになったことをあえてまとめると次のようにいえるだろう。環境対策面では「瀬戸内海」が強調され、観光等においても瀬戸内海は重要なキーワードになっているにも関わらず、環境教育に関しては、「身近な環境」としての海(それがたまたま瀬戸内海だったという意味)は扱われるものの、ひとつのまとめ

った海域・地域としての「瀬戸内海」へのこだわりは強くない。そして、その具体的な取り組みは、児童に対しては自然に親しませること、一般住民に対しては各人が環境負荷をかけないような生活をするよう啓発することにかたよっている。行政と住民・NPOとの連携は不十分で、しかも両者の関係は「官から民に知らしめる」あるいは「官が民を使う」といった段階にあるように感じられた。トビリシ宣言などで示され、アジェンダ21などに受け継がれたはずの環境教育の実践からはほど遠い状況にある。

その一因として予想されることは、環境教育をめぐって環境行政と教育行政がかみ合っていないことと、そのそれぞれにおいて環境教育の優先順位が他の施策と比べて低いこと、例えば、環境対策では各種規制や許認可など水質保全施策の方が重視され、学校教育においては教科教育が当然のように優先されることである。このことは当たり前のようにはあるが、それでもこの部分を問題視していかない限り、環境に配慮した社会システムづくりは小手先のことしかできないだろう。

最後に本研究は平成12年度広島大学研究助成文理ジョイントプロジェクト「資源論的にみた『瀬戸内』再評価に関する総合的研究」(代表:淺野敏久)、ならびに科学研究費助成研究「瀬戸内の『観光環境』の維持と再生」(代表:フンク・カロリン)の一部として行ったものである。

注

- 1) 西田(1999a, p.138-140)によれば、近世の瀬戸内海は和泉灘・播磨灘・水島灘・備後灘・安芸灘・燧灘・斎灘・伊予灘・周防灘などとよばれるいくつかの海に分かれており、陸域に畿内・山陽道・南海道・西海道といった広域的な概念があったのに対して、海域の認識はこれらいくつかの灘が連なっているにすぎなかつたと述べている。広域の海域概念である「瀬戸内」は江戸中期から後期に徐々に使われはじめていたものの、それほど一般には浸透していなかつたと思

われるとしている。

2) ただし、この法律で定める瀬戸内海の範囲は、

本稿冒頭に記した地名辞典の記述や瀬戸内海国立公園の範囲にみられるような、一般的に理解されている範囲と異なる。特に、大阪湾や紀伊水道(和歌山県紀伊日の御岬灯台から徳島県伊島及び前島を経て蒲生田岬に至る直線以北)がここでの瀬戸内海の定義には含まれる。水質汚濁対策という目的が領域の画定に色濃く反映されている。

3) 瀬戸内海環境保全基本計画やこれを受けた府県計画において、これらの計画は「環境保全に係る施策を総合的かつ計画的に推進する」ことを目的とすると明記されている。

文 献

- 淺野敏久・フンク、カロリン(2001)：『瀬戸内観光地域の形成と変容』広島大学総合地誌研究資料センター(地誌研叢書36)
- 大室幹夫(2003)：『志賀重昂「日本風景論」精読』、岩波書店(岩波現代文庫)
- 堀 繁(1994)：瀬戸内海国立公園の区域の取り方とその特徴、瀬戸内海研究会『瀬戸内海国立公園の誕生－瀬戸内海国立公園指定60周年記念冊子－』、pp.16-27
- 西田正憲(1999a)：『瀬戸内海の発見』中央公論社(中公新書)
- 西田正憲(1999b)：瀬戸内海の風景と異文化のまなざし、白幡洋三郎編『瀬戸内海の文化と環境』神戸新聞総合出版センター
- 日本生態系学会(2001)：『環境教育がわかる事典』柏書房
- 日本水資源学会編(1999)：『日本の水環境行政』ぎょうせい
- 日本水資源学会編(2000)：『日本の水環境 6 中国・四国編』技報堂出版